3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成23年12月１日から平成24年１月14日までの45日間

4　処分の原因となった事実　株式会社菊池工業は、他の事業者と共同して、遅くとも平成19年６月１日以降、茨城県が境土地改良事務所及び境工事事務所において一般競争入札又は指名競争入札により発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成23年８月４日に同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令及び同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令を受け、当該命令が確定した。このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年11月30日

関東地方整備局長　下保　修

1　処分をした年月日　平成23年11月16日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　中川理水建設株式会社　代表取締役　中川喜久治　茨城県土浦市真鍋５―16―26　国土交通大臣許可（特―18）第537号、有限会社張替工建　代表取締役　張替　君夫　茨城県坂東市岩井1232　国土交通大臣許可（般―23）第24058号

3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成23年12月１日から平成23年12月30日までの30日間

4　処分の原因となった事実　中川理水建設株式会社及び有限会社張替工建は、他の事業者と共同して、遅くとも平成19年６月１日以降、茨城県が境土地改良事務所において一般競争入札又は指名競争入札により発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成23年８月４日に同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令を受け、当該命令が確定した。このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年11月30日

国土交通大臣　前田　武志

種類	精度	実施時期	地域（所属）	地域（番号）	地域（図名）	摘要
地形図	２万５千分１	平成23年	野辺地	12―4	三沢	更新・３色・桭判
〃	〃	〃	〃	16―2	七戸	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	16―4	銀南木	〃　〃　〃
〃	〃	〃	八戸	9―1	百石	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	9―2	八戸西部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	9―3	犬落瀬	〃　〃　〃
〃	〃	平成22年	山口	14―4	長門古市	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	15―3	俵山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	15―4	西市	〃　〃　〃
〃	〃	〃	小串	2―1	長門川尻	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	2―2	阿川	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	2―4	角島	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	3―1	滝部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	3―2	小串	〃　〃　〃

備考　地図の刊行日　平成23年12月１日

数値地図25000（地図画像）のオンライン刊行については、上記平成23年12月１日刊行分の２万５千分１地形図（３色・桭判）14面分を提供する。

種類	実施時期	提供範囲	縮尺レベル	摘要
電子国土基本図（地名情報）　住居表示住所	平成21年	久留米市	2500レベル	
	〃	大野城市		
	〃	宗像市		
	〃	佐賀市		
	〃	長崎市		